

猫のフン尿被害について

① 現状

- ・ 当地域で、飼い主のいない猫に無責任にエサを与えている人がいます（置きエサ・エサのばら撒き）
- ・ 猫のフン尿の被害が散見されています



② やってほしいこと（お願い事項）

- ・ エサをあげている人は、食べ終わるまで待ち、食べ終わったらすぐにエサを片付け、フン尿の始末（トイレの設置）まできちんとしてください
- ・ 不妊去勢手術をしてください
- ・ 猫を飼っている人は外飼いをやめ、完全室内飼いをしてください

③ やってほしくないこと（気をつけてほしい事項）

害虫や悪臭が発生したり、カラスが来るなど不衛生のため

- ・ 置きエサ、エサのばら撒きをやめて、食べたら回収してください
- ・ エサやり後の猫のフン尿の放置をしないでください

大野城市では、迷惑行為防止条例により、飼い主のいない動物に無責任に餌を与える行為（置きエサ・エサのばら撒き等）を禁止しています。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【発信者】

- ・ 大野城市役所（環境・最終処分場対策課）
- ・ 平野台区公民館